

平成 25 年 12 月 18 日
危機管理室安全・安心担当課
練馬区保健所保健予防課

練馬区新型インフルエンザ等対策行動計画の検討について

1 趣旨

平成 25 年 4 月、新型インフルエンザ等対策特別措置法が施行され、都と区においても対策本部条例を施行し、新型インフルエンザ等発生時の体制を整えたところである。

国は、6 月に新型インフルエンザ等対策政府行動計画および新型インフルエンザ等対策ガイドラインを策定し、東京都は、11 月 26 日に東京都インフルエンザ等対策行動計画を策定した。

そこで、本区においても、平成 22 年 11 月に策定した「練馬区新型インフルエンザ対策行動計画および練馬区業務継続計画（新型インフルエンザ編）」について、特措法および国や都の行動計画等を反映した見直しを行う。

2 経過

平成 25 年第一回定例会に「練馬区新型インフルエンザ等対策本部条例(議案第 7 号)」を提出するのに先立ち、1 月 24 日の企画総務委員会に対策本部の設置と行動計画について報告した。区の行動計画については、国と東京都の行動計画が完成した後に策定を行う旨の報告をした。

3 検討方法

- (1) 行動計画を先に策定し、それに基づき、対応マニュアルや BCP（事業継続計画）を別途作成していく。
- (2) 安全・安心担当課と保健予防課が作成した事務局案を新型インフルエンザ等対策検討委員会で検討し、本部会議で決定する。

また、区市町村が行動計画を策定する際、特措法第 8 条第 7 項における「あらかじめ感染症に関する専門的な知識を有する者その他学識経験者の意見を聴かなければならない。」の規定が準用されるため、新型インフルエンザ等対策有識者会議を別途開催する。

4 検討委員会の委員構成

別紙 1 のとおり

5 有識者会議の委員構成

医療関係者、消防署、警察署等を想定している。今後、検討委員会で検討する。

6 国・都の行動計画の概要と区行動計画改定のイメージ
別表のとおり

7 今後の予定

| | | |
|-------------------|---------------------------------|--------------------------------|
| 平成 25 年 12 月 18 日 | 定例庁議 医療・高齢者等特別委員会 企画総務委員会 | 練馬区新型インフルエンザ等対策 行動計画の検討について |
| 平成 26 年 1 月 22 日 | | |
| 平成 26 年 1 月 30 日 | | |

平成 26 年 1 月～5 月 新型インフルエンザ等対策検討委員会

| | | |
|---------------|--|-----------------------------|
| 平成 26 年 2 月中旬 | 新型インフルエンザ等対策本部会議 有識者会議 企画総務委員会 医療・高齢者等特別委員会 | 新型インフルエンザ等対策行動計 画（素案）の決定 |
| 平成 26 年 2 月中旬 | | |
| 平成 26 年 3 月上旬 | | |
| 平成 26 年 3 月上旬 | | |

平成 26 年 3 月中旬～
（約 3 週間） 区民意見反映制度による意見募集

| | | |
|---------------|--|---|
| 平成 26 年 4 月中旬 | 新型インフルエンザ等対策本部会議 有識者会議 企画総務委員会 医療・高齢者等特別委員会 | 区民意見反映制度の結果報告 新型インフルエンザ等対策行動計 画(案)の決定 |
| 平成 26 年 4 月中旬 | | |
| 平成 26 年 4 月下旬 | | |
| 平成 26 年 4 月下旬 | | |

| | | |
|---------------|------------------|-------------------------|
| 平成 26 年 5 月中旬 | 新型インフルエンザ等対策本部会議 | 新型インフルエンザ等対策行動計 画の決定 |
|---------------|------------------|-------------------------|

平成 26 年 6 月 第二回定例会に報告
（本会議）

8 その他

（参考）他区における検討状況

別紙 1

新型インフルエンザ等対策検討委員会 委員構成

危機管理室長 (委員長)
健康部長 (副委員長)
練馬区保健所長(副委員長)
区長室広聴広報課長
企画部企画課長
危機管理室防災課長
危機管理室安全・安心担当課長
総務部総務課長
総務部職員課長
区民部経営課長
産業経済部経済課長
地域文化部地域振興課長
福祉部経営課長
健康部健康推進課長
健康部保健予防課長
地域医療担当部地域医療課長
環境部経営課長
都市整備部都市計画課長
土木部管理課長
会計管理室長
教育振興部教育総務課長
こども家庭部子育て支援課長
こども家庭部保育課長
選挙管理委員会事務局長
監査事務局長
議会事務局次長

「新型インフルエンザ等対策政府行動計画 (H25.6)」

「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画(H25.11)」

「練馬区新型インフルエンザ等対策行動計画(事務局案)」

| 構成内容 | 構成内容(は独自項目です) | 構成内容 |
|----------------------------------|-------------------------|-------------------------|
| はじめに | はじめに | はじめに |
| (1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定 | 1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定 | 1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定 |
| (2) 取組の経緯 | 2 取組の経緯 | 2 取組の経緯 |
| (3) 政府行動計画の作成 | 3 東京都の行動計画の作成 | 3 練馬区の行動計画の作成 |
| 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針 | 第1章 基本的な方針 | 第1章 基本的な方針 |
| 1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略 | 1 計画の基本的考え方 | 1 計画の基本的考え方 |
| イ) 感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護する。 | (1) 根拠 | (1) 根拠 |
| ロ) 国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。 | (2) 対象とする感染症 | (2) 対象とする感染症 |
| 2 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方 | (3) 計画の基本的考え方 | (3) 計画の基本的考え方 |
| 3 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点 | (4) 計画の推進 | (4) 計画の推進 |
| 3.1 基本的人権の尊重 | (5) 計画の改定 | (5) 計画の改定 |
| 3.2 危機管理としての特措法の性格 | 2 対策の目的 | 2 対策の目的 |
| 3.3 関係機関相互の連携協力の確保 | | |
| 3.4 記録の作成・保存 | | |
| 4 新型インフルエンザ等発生時の被害想定について | 3 被害想定 | 3 被害想定 |
| 4.1 新型インフルエンザ等発生時の被害想定について | | |
| 4.2 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響について | | |
| | 4 発生段階の考え方 | 4 発生段階の考え方 |
| | 5 対策実施上の留意点 | 5 対策実施上の留意点 |
| | (1) 基本的人権の尊重 | (1) 基本的人権の尊重 |
| | (2) 危機管理としての特措法の性格への留意 | (2) 危機管理としての特措法の性格への留意 |
| | (3) 関係機関相互の連携・協力の確保 | (3) 関係機関相互の連携・協力の確保 |
| | (4) 記録の作成・保存 | (4) 記録の作成・保存 |
| 5 対策推進のための役割分担 | 第2章 都、区市町村等の役割 | 第2章 区の役割 |
| 5.1 国の役割について | 1 基本的な責務 | 1 基本的な責務 |
| 5.2 地方公共団体の役割について | (1) 国 | (1) 国 |
| | (2) 都 | (2) 都 |
| | (3) 区市町村の役割 | (3) 区の役割 |
| 5.3 医療機関の役割について | (4) 医療機関等 | (4) 医療機関 |
| 5.4 指定(地方)公共機関の役割について | (5) 指定公共機関及び指定地方公共機関 | (5) 指定公共機関及び指定地方公共機関 |
| 5.5 登録事業者 | (6) 登録事業者 | (6) 登録事業者 |
| 5.6 一般の事業者 | (7) 一般の事業者 | (7) 一般の事業者 |
| 5.7 国民 | (8) 都民 | (8) 区民 |
| | 2 新型インフルエンザ等に対応する都の実施体制 | 2 新型インフルエンザ等に対応する区の実施体制 |
| | (1) 都対策本部の構成 | (1) 区対策本部の構成 |
| | (2) 都対策本部各局の分掌事務 | (2) 区対策本部各局の分掌事務 |
| 6 政府行動計画の主要6項目 | 第3章 対策の基本項目 | 第3章 対策の基本項目 |
| (1) 実施体制 | 1 サーベイランス・情報収集 | 1 サーベイランス・情報収集 |
| (2) サーベイランス・情報収集 | 2 情報提供・共有 | 2 情報提供・共有 |
| (3) 情報提供・共有 | (1) 情報提供手段の確保 | (1) 情報提供手段の確保 |
| ア) 情報提供・共有の目的 | (2) 都民・事業者 | (2) 区民・事業者 |
| イ) 情報提供手段の確保 | (3) 区市町村 | (3) 区市町村 |
| ウ) 発生前における国民等への情報提供 | (4) 医療機関等 | (4) 医療機関等 |
| エ) 発生時における国民等への情報提供 | (5) 関係機関 | (5) 関係機関 |

「新型インフルエンザ等対策政府行動計画 (H25.6)」

「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画(H25.11)」

「練馬区新型インフルエンザ等対策行動計画(事務局案)」

| 構成内容 | 構成内容(は独自項目です) | 構成内容 |
|---------------------------|--------------------|--------------------|
| (オ) 情報提供体制について | 3 都民相談 | 3 区民相談 |
| | (1)健康相談 | (1)健康相談 |
| | (2)その他の相談 | (2)その他の相談 |
| (4)予防・まん延防止 | 4 感染拡大防止 | 4 感染拡大防止 |
| (ア) 予防・まん延防止の目的 | (1)水際対策 | (1)水際対策 |
| (イ) 主な感染拡大防止策について | (2)個人対策 | (2)個人対策 |
| | (3)学校における対応 | (3)学校における対応 |
| | (4)施設の使用及び催物の開催制限等 | (4)施設の使用及び催物の開催制限等 |
| (ウ) 予防接種 | 5 予防接種 | 5 予防接種 |
|) ワクチンについて | (1)ワクチン | (1)ワクチン |
|) 特定接種 | (2)特定接種 | (2)特定接種 |
| - 1) 特定接種について | | |
| - 2) 特定接種の接種体制について | | |
|) 住民に対する予防接種 | (3)住民接種 | (3)住民接種 |
| - 1) 住民に対する予防接種 | | |
| - 2) 住民に対する予防接種の接種体制 | | |
|) 留意点 | | |
|) 医療関係者に対する要請 | | |
| (5) 医療 | 6 医療 | 6 医療 |
| (ア) 医療の目的 | (1)医療の目的 | (1)医療の目的 |
| (イ) 発生前における医療体制の整備について | (2)医療提供体制 | (2)医療提供体制 |
| (ウ) 発生時における医療体制の維持・確保について | (3)医療等の実施の要請等 | (3)医療等の実施の要請等 |
| (エ) 医療関係者に対する要請・指示・補償について | (4)臨時医療施設等 | (4)臨時医療施設等 |
| (オ) 抗インフルエンザウイルス薬等について | | |
|) 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄 | | |
| (6) 国民生活及び国民経済の安定の確保 | 7 都民生活及び経済活動の安定の確保 | 7 区民生活及び経済活動の安定の確保 |
| | (1)都民生活の維持 | (1)区民生活の維持 |
| | (2)遺体に対する適切な対応 | (2)遺体に対する適切な対応 |
| | (3)事業者への支援 | (3)事業者への支援 |
| 7 発生段階 | 8 都市機能の維持 | 8 区の都市機能の維持 |
| -----> 前ページ「第1章 4」 | (1)ライフライン機能の維持 | (1)ライフライン機能の維持 |
| | (2)都民の安全・安心の確保 | (2)区民の安全・安心の確保 |
| | (3)都政機能の維持 | (3)区政機能の維持 |
| | < 緊急事態宣言時の措置 > | < 緊急事態宣言時の措置 > |
| | 1 感染拡大防止 | 1 感染拡大防止 |
| | 2 予防接種 | 2 予防接種 |
| | 3 医療 | 3 医療 |
| | 4 都民生活及び経済活動の安定の確保 | 4 区民生活及び経済活動の安定の確保 |
| | 5 都市機能の維持 | 5 都市機能の維持 |

「新型インフルエンザ等対策政府行動計画 (H25.6)」

「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画(H25.11)」

「練馬区新型インフルエンザ等対策行動計画(事務局案)」

| 構成内容 | 構成内容(は独自項目です) | 構成内容 |
|----------------------|---------------------|---------------------|
| 各段階における対策 | 第4章 各段階における対策 | 第4章 各段階における対策 |
| 未発生期 | 1 未発生期 | 1 未発生期 |
| (1) 実施体制 | (1)サーベイランス・情報収集 | (1)サーベイランス・情報収集 |
| (2)サーベイランス・情報収集 | (2)情報提供・共有 | (2)情報提供・共有 |
| (3)情報提供・共有 | (3)都民相談 | (3)区民相談 |
| (4) 予防・まん延防止 | (4)感染拡大防止 | (4)感染拡大防止 |
| (5) 医療 | (5)予防接種 | (5)予防接種 |
| (6) 国民生活及び国民経済の安定の確保 | (6)医療 | (6)医療 |
| | (7)都民生活及び経済活動の安定の確保 | (7)区民生活及び経済活動の安定の確保 |
| | (8)都市機能の維持 | (8)都市機能の維持 |
| 海外発生期 | 2 海外発生期 | 2 海外発生期 |
| (1) 実施体制 | (1)サーベイランス・情報収集 | (1)サーベイランス・情報収集 |
| (2)サーベイランス・情報収集 | (2)情報提供・共有 | (2)情報提供・共有 |
| (3)情報提供・共有 | (3)都民相談 | (3)区民相談 |
| (4) 予防・まん延防止 | (4)感染拡大防止 | (4)感染拡大防止 |
| (5) 医療 | (5)予防接種 | (5)予防接種 |
| (6) 国民生活及び国民経済の安定の確保 | (6)医療 | (6)医療 |
| | (7)都民生活及び経済活動の安定の確保 | (7)区民生活及び経済活動の安定の確保 |
| | (8)都市機能の維持 | (8)都市機能の維持 |
| 国内発生早期 | 3 国内発生早期(都内未発生) | 3 国内発生早期(都内未発生) |
| (1) 実施体制 | (1)サーベイランス・情報収集 | (1)サーベイランス・情報収集 |
| (2)サーベイランス・情報収集 | (2)情報提供・共有 | (2)情報提供・共有 |
| (3)情報提供・共有 | (3)都民相談 | (3)区民相談 |
| (4) 予防・まん延防止 | (4)感染拡大防止 | (4)感染拡大防止 |
| (5) 医療 | (5)予防接種 | (5)予防接種 |
| (6) 国民生活及び国民経済の安定の確保 | (6)医療 | (6)医療 |
| | (7)都民生活及び経済活動の安定の確保 | (7)区民生活及び経済活動の安定の確保 |
| | (8)都市機能の維持 | (8)都市機能の維持 |
| | 4 都内発生早期 | 4 都内発生早期 |
| | (1)サーベイランス・情報収集 | (1)サーベイランス・情報収集 |
| | (2)情報提供・共有 | (2)情報提供・共有 |
| | (3)都民相談 | (3)区民相談 |
| | (4)感染拡大防止 | (4)感染拡大防止 |
| | (5)予防接種 | (5)予防接種 |
| | (6)医療 | (6)医療 |
| | (7)都民生活及び経済活動の安定の確保 | (7)区民生活及び経済活動の安定の確保 |
| | (8)都市機能の維持 | (8)都市機能の維持 |

「新型インフルエンザ等対策政府行動計画 (H25.6)」

「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画(H25.11)」

「練馬区新型インフルエンザ等対策行動計画(事務局案)」

| 構成内容 | 構成内容(は独自項目です) | 構成内容 |
|----------------------|----------------------|----------------------|
| 国内感染期 | 5 都内感染期 | 5 都内感染期 |
| (1) 実施体制 | (1) サーベイランス・情報収集 | (1) サーベイランス・情報収集 |
| (2) サーベイランス・情報収集 | (2) 情報提供・共有 | (2) 情報提供・共有 |
| (3) 情報提供・共有 | (3) 都民相談 | (3) 区民相談 |
| (4) 予防・まん延防止 | (4) 感染拡大防止 | (4) 感染拡大防止 |
| (5) 医療 | (5) 予防接種 | (5) 予防接種 |
| (6) 国民生活及び国民経済の安定の確保 | (6) 医療 | (6) 医療 |
| | 第一ステージ | 第一ステージ |
| | 第二ステージ | 第二ステージ |
| | 第三ステージ | 第三ステージ |
| | (7) 都民生活及び経済活動の安定の確保 | (7) 区民生活及び経済活動の安定の確保 |
| | (8) 都市機能の維持 | (8) 都市機能の維持 |
| 小康期 | 5 小康期 | 5 小康期 |
| (1) 実施体制 | (1) サーベイランス・情報収集 | (1) サーベイランス・情報収集 |
| (2) サーベイランス・情報収集 | (2) 情報提供・共有 | (2) 情報提供・共有 |
| (3) 情報提供・共有 | (3) 都民相談 | (3) 区民相談 |
| (4) 予防・まん延防止 | (4) 感染拡大防止 | (4) 感染拡大防止 |
| (5) 医療 | (5) 予防接種 | (5) 予防接種 |
| (6) 国民生活及び国民経済の安定の確保 | (6) 医療 | (6) 医療 |
| | (7) 都民生活及び経済活動の安定の確保 | (7) 区民生活及び経済活動の安定の確保 |
| | (8) 都市機能の維持 | (8) 都市機能の維持 |
| | 【資料編】 | |
| | 事業継続のための各局の主な業務区分 | |

新インフルエンザ等対策行動計画スケジュール(予定)

平成25年12月18日(水)現在

| | 平成25年 6月まで | | 平成25年 | | | | | 平成26年 | | | | | | | | | | |
|------------|--|----|--------------|--------------|-------------------|-----------------------------------|---------------|--------------------------------|--------------------|------------------|-------------------------------|------------------|-----------------|---------------|-----------------------|-------------------------------|------------------|------------------------|
| | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | | | | | | |
| 国 | 4/13 特別措置法の施行 6/7 新型インフルエンザ等政府行動計画の決定 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 都 | 4/13 対策本部条例・同条例施行規則施行 | | 7/5 有識者会議 | 9/2 有識者会議 | 9/12 都行動計画(素案) | 意見反映制度 9月～10月 | 11/8 有識者会議 | 11/26 東京都新型インフルエンザ等対策行動計画決定 | 12月 第四回都議会定例会報告 | | | | | | | | | |
| 練馬区 | 4/13 練馬区対策本部条例・同条例施行規則施行 | | | | | 練馬区新型インフルエンザ等対策行動計画&業務継続計画 事務局案作成 | | 11/29 区長&副区長説明 | 12/18 定例庁議で説明 | 区対策本部会議 有識者会議 | 医療・高齢者等特別委員会 企画総務委員会 報告 | 区対策本部会議 有識者会議 | 意見反映制度 (3週間) | 練馬区行動計画(素案)決定 | 練馬区新型インフルエンザ等対策行動計画決定 | 医療・高齢者等特別委員会 企画総務委員会 報告 | 区対策本部会議 有識者会議 | 第二回練馬区議会定例会報告 (本会議) |
| | 練馬区新型インフルエンザ等対策検討委員会設置・検討 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 行動マニュアル&BCP作成 | | | | | | | | | | | | | | | | | |

